

委員会提出議案第3号

入間市議会委員会条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年12月15日提出

提出者 入間市議会議会運営委員会  
委員長 宮岡治郎

提案理由

入間市部設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めたいので、この案を提出するものである。

## 入間市議会委員会条例の一部を改正する条例

入間市議会委員会条例（昭和42年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号エ中「危機管理課」を「危機管理安全部」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

入間市議会委員会条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>危機管理安全部</u>に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">オ～ケ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 8人</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～ウ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>危機管理課</u>に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">オ～ケ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>